

第368回宮城県議会議案に対する意見について

第368回宮城県議会（令和元年6月定例会）に提案される下記議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により知事から意見を求められたので、教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和31年宮城県教育委員会規則第12号）第3条第1項の規定により、令和元年6月3日専決処分し、異議のない旨回答した。

よって同条第2項の規定により報告する。

記

予算外議案

- 1 各種使用料及び手数料並びに各種利用料金の基準額等の改定に関する条例
- 2 県立学校条例の一部を改正する条例
- 3 財産の取得について（情報通信機器（タブレット端末等）一式）
- 4 工事請負契約の締結について（宮城県松島自然の家本館等災害復旧工事）

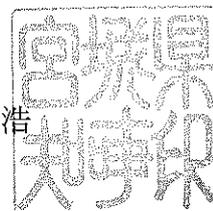
令和元年6月11日提出

宮城県教育委員会教育長 伊 東 昭 代

財 第 4 3 号
令和元年5月30日

宮城県教育委員会教育長 殿

宮城県知事 村 井 嘉 浩



第368回宮城県議会議案について（照会）

このことについて、下記議案を提出したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

1 予算外議案

- (1) 各種使用料及び手数料並びに各種利用料金の基準額等の改定に関する条例
- (2) 県立学校条例の一部を改正する条例
- (3) 財産の取得について（情報通信機器（タブレット端末等）一式）
- (4) 工事請負契約の締結について（宮城県松島自然の家本館等災害復旧工事）



第368回宮城県議会（定例会）提出予算外議案の概要（教育庁分）

○条例議案

議第 110 号議案

各種使用料及び手数料並びに各種利用料金の基準額等の改定に関する条例

各種使用料及び手数料並びに各種利用料金の基準額等の改定を行おうとするもの

施行 令和元年10月1日等

○対象条例

総合運動場条例の一部を改正する条例（スポーツ健康課）

ライフル射撃場条例の一部を改正する条例（スポーツ健康課）

議第 124 号議案

県立学校条例の一部を改正する条例

東日本大震災により被害を受けた者に係る入学金等の免除の期間を延長するため、所要の改正を行おうとするもの

施行 公布の日

所管 高校教育課

○主な内容

東日本大震災により被害を受けた者に係る入学金等の免除の期間を令和2年度まで延長

○条例外議案

議第 127 号議案

財産の取得について（情報通信機器（タブレット端末等）一式）

県立学校において使用する情報通信機器（タブレット端末等）一式を取得することについて、地方自治法の定めるところにより、議会の議決を受けようとするもの
所管 教育企画室

- 取得しようとする財産 情報通信機器（タブレット端末等）一式
- 取得金額 207,767,450 円
- 取得の相手方 株式会社日立システムズ

議第 136 号議案

工事請負契約の締結について（宮城県松島自然の家本館等災害復旧工事）

請負金額 1,299,771,000 円
契約の相手方 株式会社丸本組
所管 生涯学習課

- 施工地名 東松島市宮戸地内
- 工事内容 管理棟 RC 造平家
延床面積 692 m²
研修棟 RC 造 2 階建
延床面積 707 m²外
- 工期 議決の日の翌日～令和 2 年 1 月 27 日